

父島基地分遣隊周辺のドローンの飛行禁止について

- 1 父島基地分遣隊の周辺は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づき、小型無人機等の飛行が原則、禁止されています。
- 2 対象は下図①～⑦で囲まれる青線及び赤線で囲まれる区域となります。



①	北緯	27度	5分	46秒
	東経	142度	11分	32秒
②	北緯	27度	5分	43秒
	東経	142度	11分	14秒
③	北緯	27度	5分	18秒
	東経	142度	11分	11秒
④	北緯	27度	5分	11秒
	東経	142度	11分	22秒
⑤	北緯	27度	5分	13秒
	東経	142度	11分	43秒
⑥	北緯	27度	5分	29秒
	東経	142度	11分	51秒
⑦	北緯	27度	5分	36秒
	東経	142度	11分	43秒

- 3 青線で囲まれる区域（赤線で囲まれる区域を除く。）は、土地所有者等の許可を得ていれば、飛行を行う48時間前までに父島基地分遣隊及び小笠原警察署並びに小笠原海上保安署（飛行区域に海上を含む場合）に書面で事前通報する必要があります。

青線で囲まれる区域内でも海上と防衛省が管理している大根山周辺は父島基地分遣隊に10日前までに書面で申請し、同意を得た後に小笠原警察署及び小笠原海上保安署（飛行区域に海上を含む場合）に書面で事前通報をして下さい。

- 4 赤線で囲まれる区域は、飛行を行うことはできません。
- 5 手続きの細部については、防衛省HP及び父島基地分遣隊当直室にご確認をお願いします。
- 6 父島島内でのドローン等の飛行は、自衛隊施設周辺以外の場所も、土地所有者、管理者等の許可が必要です。詳細は観光協会ホームページでご確認ください。

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,
police officers, etc. may take necessary measures for security.
The person may be punished by the Government of Japan
by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約300m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。**

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPを
ご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省